

# 令和2年度久留米市障害者地域生活支援協議会

## 第3回全体会 議事録要旨

次 第	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 報告事項</b></p> <p>(1)「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」素案に対するパブリック・コメントの結果について</p> <p>(2)「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」最終案について</p> <p><b>3 協議事項</b></p> <p>(1)「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」策定に関する検討結果について(案)</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について</p>
開催日時	令和3年3月30日(火) 18:30～19:15
開催場所	ZoomによるWeb会議
出席者 (敬称略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市身体障害者福祉協会</li> <li>・久留米市作業所連絡会</li> <li>・久留米市介護福祉サービス事業者協議会</li> <li>・久留米市障害者支援施設協議会</li> <li>・久留米大学</li> <li>・久留米市校区まちづくり連絡協議会</li> <li>・NPO法人久留米市手をつなぐ育成会</li> <li>・久留米市社会福祉協議会</li> <li>・久留米商工会議所</li> <li>・久留米市民生委員児童委員協議会</li> <li>・久留米市校区社会福祉協議会連合会</li> </ul>
欠席者 (敬称略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市立久留米特別支援学校</li> <li>・久留米医師会</li> <li>・久留米児童相談所</li> <li>・久留米市精神障害者地域家族会</li> <li>・久留米市保育協会</li> <li>・久留米公共職業安定所</li> </ul>
内 容	<p><b>1. 開会</b></p> <p>17名中 11名の参加のため会議成立</p> <p><b>2. 報告事項</b></p> <p>(1)「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」素案に対するパブリック・コメントの結果について</p> <p>(2)「第6期久留米市障害者福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」最終案について</p> <p>(1)と(2)については関連する内容のため、合わせて事務局より説明          &lt;事務局&gt;資料1、資料2を用いて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案に対するパブリックコメントを令和3年2月1日から3月2日の間で実施。</li> <li>・個人2名と1団体から38件の意見があった。</li> </ul>

- ・意見と市の考え方については、別紙のとおり。通し番号 No1、6、7、20、30 を説明。
- ・別冊で配布した最終案、資料編には、パブリックコメントによって修正した箇所を、色をつけて表記している。

【質問・意見】

- ・なし

### 3 協議事項

(1) 「第6期久留米市障害者福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」策定に関する検討結果について (案)

<事務局>資料3-2を用いて説明

- ・次期障害福祉計画策定に関する計画推進部会からの報告事項を説明。
- ・計画推進部会では、次期福祉計画の策定にあたり、令和2年11月から令和3年3月まで計5回の協議を行った。
- ・協議結果については、計画推進部会の上部組織である全体会に報告する。
- ・障害福祉計画は、成果目標と活動指標で構成されており、それぞれ計画推進部会の各委員から意見や要望を頂いた。
- ・意見を踏まえての計画の記載内容の変更している。別紙2を参照。
- ・計画推進部会として、親計画である「第3期久留米市障害者計画」と連動させながら、さらに地域共生社会の実現のために、第6期久留米市障害福祉計画等を推進することを要望する

<会長>

- ・計画推進部会からの報告を受け、障害者地域生活支援協議会として市に対し、資料3-1を提出したいと思うが、各委員の意見を伺いたい。

【質問・意見】

- ・なし

### 4. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

<事務局>資料4を用いて説明

- ・広報くろめ(3月1日号と15日号)に記載されている内容を改めて説明。ライン、電話やファックスなどで予約できるよう調整中。
- ・接種の流れを説明すると、クーポン券が手元についたら、→クーポンに書かれている番号で登録・予約をする(予約をしないと接種できない)。→予約した日程・会場で接種する。接種場所については、集団接種会場(公共施設7か所)、個別接種会場(医療機関10か所)ある。
- ・スケジュールとしては、4月下旬にクーポン券が自宅に届く。まずは65歳以上の方から予定。随時予防接種の情報が出てくるので、周知のご協力をお願いしたい。

【質問・意見】

<委員>

・ワクチン接種のことにに関して、注射を打ちづらい当事者さんが沢山いると思うが、その場合の相談窓口は？

<事務局>

・障害者福祉課や、コールセンターで対応していきたい。

<会長>

・注射が打ちづらいとは、具体的にどのようなことか。

<委員>

・会場に行きづらいとか、慣れたところでないと難しい方もいる。今後、コールセンターに相談していきたい。

<会長>

・アクセスしづらいことに関しては、基幹相談支援センターも窓口になるのでは。

<事務局>

・副反応に関する事などについては、コールセンターで対応するが、アクセスしづらいことについては、障害福祉課や基幹相談支援センターでも対応していきたい。

<委員>

・障害福祉施設でコロナ感染が発生した場合、事業所や職員、家族、本人の取るべき対応について、常日頃アドバイスをいただきたいと思っている。

<事務局>

・入所施設については、集合研修を実施しているが、昨年8月からはグループホームや通所系事業所については、要望に応じて、大学病院などの医師または看護師を派遣して、実地の研修を行っている。もし、施設で感染が判明した場合、濃厚接触者の特定など障害者福祉課が保健所と連携してPCR検査の実施等を検討、実施していくことになる。自主的にPCR検査を受けたいという事業所にも、市として対応している。

<委員>

・コロナで一番心配されるのは、施設での感染もそうだが、病院内感染のため入院治療がうまく行かない場合があると聞く。当事者にとっては入院治療ができるかどうか不安なところではないか。

<部会長>

・全国の例をみると、認知症の方を受け入れた結果、徘徊して全病棟に感染が広がったケースもあった。そういうことへの対策やシミュレーションについての取り組みは？

<事務局>

・県の障がい福祉課と話をさせていただいている。国からの通達では、医療体制については衛生部局と市の部局が連携して想定しながら取り組むこととされている。実際、県ではまだ本格的な体制整備には至っていないものの、万が一障害特性から受け入れが難しいという場合は、県立の入所施設で受け入れることを想定しているとは聞いている。場合によっては、精神科の病院で受け入れることもあるであろうし、入所施設で感染した場合は、慣れた施設でそのまま療養することも想定されるだろう。また、在

宅療養、慣れたヘルパーや訪問看護の方の支援を受けながら自宅で療養するというケースも想定されるだろう。しかし、基礎疾患のある方については、重症化のリスクがあるので、基本的には病院で治療を受けていただくことが望ましい。なお、障害特性のある方を対応した実績のある総合病院もあると思われるので、そういったところで個別に対応していくことができれば。

<委員>

- ・重度障害者のコミュニケーション支援として、患者と一緒に病院内に付き添う事が出来る制度がある。特に、行動障害が重度の方などは、慣れた人がいると落ち着くということはあると思う。その制度の運用が可能なのは、普段から接している人が付き添えるような体制。もちろん、付き添う人が感染しないよう、対策もした上でだが。

<会長>

- ・重度のコミュニケーション障害のある方に、コミュニケーション支援の付き添い人を派遣することは、現状で可能か確認したい。

<事務局>

・地域生活支援事業の中に、重度障害者コミュニケーション支援事業、今日お配りした資料2-1のP35に記載されている。平成30年の制度改正により一定の要件に該当する場合は、重度訪問介護サービスを、病院でも（通常は病院では実施していないが）受けることが可能となっている。ただし、事業所の体制等で、どこまで感染対策ができるかなど、現実的には様々な条件を総合的に判断する必要はあるだろう。

<会長>

- ・病院側が付き添い者を受け入れられない可能性もある。

<委員>

- ・病院側との調整は必要。まずは利用できる制度があるということを周知していただいて、不安解消を進めていただければ。

<会長>

- ・ワクチン接種について一般の方から相談があった場合に、基幹相談支援センターをはじめとした相談員に向けて、接種の情報を周知徹底する予定はあるか？

<事務局>

- ・市内の相談支援事業所が構成員のくるめ相談ネットにて、情報を知らせている。かかりつけ医での接種については、現在調整中だが、主要医療機関とは別に、市内130か所程度の医療機関で調整がつつくと聞いている。

4. 閉会

以上